

「郎女」と「女郎」

——石川郎女の場合を中心として——

赤木佳代子

「郎女」と「女郎」とが同じか否かといふことは古來屢々論じられて来たが未だ不明の点も残されてゐる。しかしこの問題は万葉集巻二に散見する石川郎女（又は女郎）の場合、これらを同一人とみるか否かの重要な論拠の一となるのでこの点を中心に考へてみたいと思ふ。

巻二を見ると石川郎女（女郎）関係の作品として（一）久米禪師との贈答（九六一—一〇〇）（二）大津皇子との贈答（一一〇七—一一〇九）（三）日並皇子より賜歌（一一一〇）（四）大伴田主との贈答（一二六一—一二八）（五）大伴宿奈麿へ贈歌（一二九）の五つの場合があり、このうち郎女とあるのは（一）及び（二）の一部（一一〇七・一一〇八）、女郎とあるのは（三）の一部（一一〇九）と（四）（五）の全部である。なほ巻二の贈答及び注によれば（一）は藤原朝（持統天皇時代）の近江朝（天智天皇時代）（二）（三）（五）は分類に入れられてゐる。

（一）

この場合先づ問題になるのは（三）の大津皇子関係の一群の作品の中に郎女とあり又女郎とあること、及び（四）の題詞に大津皇子宮侍とあつて（一）と同人らしく思はれるのに女郎とあることである。

本文の異同をみると、一〇七・一〇八の石川郎女には問題なく、一〇九の題詞にある石川女郎が金沢本に郎女とあるのみで（四）（一九）の場合も古写本すべてが女郎となつてをり郎女としてゐるものはない。一〇九の石川女郎が郎女の誤であるとすれば（三）の石川郎女と（四）の石川女郎とは別人であると言ふ見方も成立するが、この場合古写本の一本のみによつて改める事は不可能であり、それにやはり（三）の大津皇子と相關した石川郎女と（四）の大津皇子宮侍と題詞にある大伴宿奈麿に歌を贈つた石川女郎とは同一人とみる方が自然であらう。

（二）

「郎女」と「女郎」に就ては既に真淵が万葉考別記に「今本女郎と有多かれどそは皆郎女を後世人なま心得して誤れり。皇朝の古書に女郎てふ字は見えず」と言ひ、巻四（考は卷十三とする）に大伴女郎（五一九題詞）とあるのは旅人卿の妻の大伴郎女のことであるから「必ひがことなるもて惣てをも知べし」とし、女郎とあるものはすべて郎女に改め甚しきは石川少郎（三の二七八）の場合で、もと

は石川郎女とあつたのを後の人が「さかしらに」女郎に誤り、それを更に少郎と誤つたものであると説明してゐる。これについて岸本由豆流の攷證は「考に女郎とあるを皆郎女と改められしかど郎女女郎とわから書るも故ある事とおもはるればしばらくもとのまゝにておきつ、猶後案をまつのみ」と言つてゐるが、武田祐吉博士は全註釈で「本集では郎女と女郎とは書き分けてゐる」とし、「郎女と書いてあるのは身分のよい人に敬意を表して書いて居りイラツメと読むのが妥当と考へられる。これに対して女郎の文字は女子であることを示すだけで別に敬意を払つては居ないやうである」と述べて両者を区別し女郎はイラツメに対して「ヲミナ」の訓を与へて居られる。

しかし童蒙抄に「郎女は賞美の意にて女の通称に用也。女郎と書ても同事なり。此集中女郎郎女不_レ定書たり」とあるやうに、多くは郎女も女郎も婦人の美称で同意であるといふ風に考へて居り特別に嚴格な区別をつけないのが普通である。

考に言ふやうに皇朝の古書に女郎といふ字が見えぬからと言つて、それが集中にかなり多くみられる女郎をすべて後世人の「なま心得」の爲の誤とする理由にはならないであらう。この事は郎女の語源の問題に關して来るがこれに就ては後に述べたいと思ふ。

次に武田博士の言はれた身分による区別といふことも一応考へられるけれども「この場合に適用し得るかどうかは疑問である」(久松博士、万葉集入門)と思ふ。前述の大津皇子關係の一辭の作中に於ける郎女、女郎の混用に就て武田博士は「資料のまゝ掲記した為にかやうな形をとるに至つたものであらう」と説明されこの場合を特別の例とされてゐるが原本の資料に両方が混同して書かれてゐた

とすれば、やはりもともと混用されてゐたと考へるのが妥当ではなからうか。集中の郎女又は女郎をみると、郎女には石川郎女のほかに大伴郎女、大伴坂上郎女、巨勢郎女、藤原郎女があり、女郎には石川女郎のほかに安倍(阿部)女郎、石川賀係女郎、大神女郎、大伴女郎、笠女郎、紀女郎(紀小鹿女郎)、久米女郎、中臣女郎、平群氏女郎などがある。かうしてみると坂上郎女をはじめ名門大伴家關係に郎女の称の多いことがわかり、ここに武田博士の言はれる様な身分に対する敬意を表するといふ説の所以があるのかも知れない。しかし、だからと言つて女郎の場合はすべて女である事を示すのみとは断じ切れぬであらう。況して檜燭手別記に「分註に女子の名を記せるものは皆遊行ノ女婦也」とし、郎女と区別して女郎とあるのは皆遊行女婦であるかの如くに言つてゐるのは極論と言はなければならぬ。遊行女婦の中には筑紫娘(児島のこと)の如く「娘子」(をとめ)といった例はあるけれども前述の女郎の中に遊行女婦の確証のあるものは無く、殊に石川女郎の場合など大津皇子の宮侍であつたといふのであるから遊行女婦であるとは考へ難い様な気がする。

ところで同人と思はれ乍ら混用されてゐるとみられるのは、石川郎女と女郎のほかに大伴郎女と女郎がある。旅人の妻は大伴郎女であるが、(八の一四七二五註)卷四・五一九の作者に大伴女郎がある。これには「今城王之母也。今城王後賜大原真人氏也」の註が元曆本、西本願寺本、細井本その他多くの古写本にみられる。この大伴女郎は坂上郎女ではないかとする説もあるが比較的伝記のはつきりしてゐる坂上郎女の場合これに該当するものもなく、やはり考はじめ諸學者の説に言ふやうに、旅人の妻の大伴郎女とする方がよき

さうである。旅人の妻とすれば旅人に嫁す以前に結婚して今城王をうみ、のち夫に死別するか何かして旅人と再婚した(致證)ものと思はれる。この点武田博士も五一九の歌のところでは「旅人の妻の大伴郎女と同人らしく思はれる」と言つてをられる(但し郎女と女郎が違ふといふところでは別人のやうに扱つてをられるが)。何れにしても、ここに石川郎女の場合と似た混用があると思はれる。

石川郎女、大伴郎女の場合が同人であるとすれば同じ人に郎女と女郎といふ身分の区別を示す語を用ひるのはをかしいし、(四)の場合の「女郎字曰山田郎女」といふ註などは明かに同一人に女郎・郎女の両方を与へてある点からみても(この場合の字は別名といふ程の意)双方を区別することは困難であらう。

(三)

「郎女」及び「女郎」を論ずるにあたつては語源を求めて中国にまで溯らなければならぬが、この問題に關しては神田秀夫氏の御説(「嬖子」と「郎女」国語と国文学昭和二十七年六月号)を参照させて頂いた。

先づ郎女の訓み方に就いては、諸書に引用してある様に日本書紀景行紀に「郎姫此云異羅菟姫」とありこれに準じて「イラツメ」と訓んで居る。この郎姫といふのについては日本書紀通證(谷川土漕)に「郎姫古事記作郎女。蓋与女郎同。唐有女郎之称」とあつてここにも郎女・女郎同意説が出て来るが、神田氏によれば中国には女郎といふ語はかなり古くからあるが(少なくとも「木蘭詩」即ち南朝の梁時代まで溯源出来る)郎女といふのは見当らないさうである。一方日本には郎女よりも早く中国古代の官名から出た語である「郎

子」(イラツコ)があつた。そこで神田氏は「女郎」が中国から入つて来た。その時は既に前述の「郎子」があつた。この「郎子」に対応せしめるために古事記は「女郎」を倒置して「郎女」を字字した。だから古事記には「女郎」が唯の一字もないのである。日本書紀は古事記の「郎女」を更に改めて「郎姫」とし「郎媛」ともした。此の故に註がある。古事記に「姫」の字が唯の一字もないのは反つて「郎女」即ち「郎姫」なる証拠となる」と結論され「イラツメ」の語に「郎子」の文字を宛てるとすれば、イラツメに「郎女」を宛てるといふ事は容易に思ひつく所であらう。わが古事記は之を敢行したものと判断されるのである」と説いて居られる。つまり中国の女郎は日本化して郎女となり更に紀では郎姫、郎媛と書き改められた。郎姫、郎媛はイラツメでも姫、媛はヒメであり日本の神話、古代の説話の中には大國主命の妻スセリヒメ、ヌナカハヒメをはじめコノハナサクヤヒメ、オトタチバナヒメなどのヒメが多く「ヒメ」の字を宛てるとは容易に思ひつく処であらう。更に神田氏は万葉集の郎女・女郎に就ては『万葉集に於ては「女郎」が「郎女」と並行して用ひられてゐることは周知の如くである。併し「女郎」と書いたイラツメを万葉集から抜き出してみても「郎女」との間に鋭い区別があるやうにも思はれない」と言つて居られる。しかし何故「女郎」が「郎女」と並行して用ひられるやうになつたかには触れてゐないので私見を述べてみたい。

中国の「女郎」が古事記によつて「郎女」に改められ日本化した後に時代が下つて大陸文化が盛んに輸入され唐風がもてはやされる頃になつて、知識階級の異國趣味から「大嬢」「二嬢」などといふ称呼が用ひられたのと同じやうな意味で(時代的にはこれに先立つ

て) 中国に於ける「女郎」が世間で用ひられるやうになつたのであるまいか。そしてこの場合にこれまでの「女郎」も並行して用ひられてゐたと考へる事が出来なからうか。

集中の女郎の例をみると、阿部女郎と石川賀係女郎に關してはその伝も時代も全く不明であるが、大伴女郎は恐らく旅人の妻であり安倍女郎(これは恐らく前記の阿部女郎と同人であらう)、紀女郎、大神女郎、平蕃氏女郎、中臣女郎と何れも家持の周囲の女性である。旅人、家持といへば中国文化には特に深い関心と理解とをもつ人々であつたし、これらの女郎や久米女郎(天平勝宝頃の歌、八の一四五九)は、時代的にみて近江朝の石川女郎や巨勢女郎(大伴安麿の妻、旅人の母であらう)よりも新しい人々である。石川女郎の場合も近江朝のは全部「女郎」であり、藤原朝の中に入つてゐるが明日香朝末のものと思はれるものの最後の一首に「女郎」とあつて、それ以後藤原朝のものすべて「女郎」となつてゐる。少くとも近江朝までには「女郎」の称は見られない。この様な事から推測して明日香朝の末頃(天武天皇十一年)丁度初唐文化の影響が具体的に服飾上の改廢となつて現れた頃から、女郎・女郎の混用もおこつて来たのであらう——と見る事が出来るのではあるまいか。何れにせよ、女郎と女郎の混用が行はれてゐた事は言ひ得ると思ふ。

訓についても武田博士の言はれるやうに女郎に対して特に「ヲミナ」の訓が与へられてゐたかどうかは疑問である。(女郎花、ヲミナ、ハシの例はあるが、これは娘子部四、娘子思、娘子志、佳人部、美人部師等の用例でもわかるやうに單なる借字であるから、女郎が「ヲミナ」であつたことの証にはならない) 代匠記には古今六帖に女郎を「女ヲウ」として入れてあるがこれは「女ヲウ」の写し

誤りか、としてゐるので、神田氏が「大嬢」「二嬢」を「ダイジャウ」「ジジャウ」と訓んで然るべきだと主張されるやうに「異国的称呼を氣取つて」「女ヲウ」と言つたのかも知れぬけれども、「女郎」の場合にはやはり女郎と同じく「イラツメ」と訓んだと考へる方がより自然であらう。

「女郎」と「女郎」の問題は色々難しい問題を含んでをり更に精細な研究が望まれるが、一応両者間に大きな差異は認められなからうと思ふ。

とすれば、卷二の石川女郎は同一人でないとする根拠は大分稀薄になつたと言はねばならないが、これに就て一々の歌の作時を推察することによつて近江朝の石川女郎と藤原朝の中に入れられてゐる石川女郎(女郎)との間かなりの年代の開きがあり、各々の作歌事情を考へ合せる時この二つの場合を別人とみる事が出来るわけであるが、この問題に關しては日本女子大学国語国文学会会誌第三号に詳述したのでここでは女郎・女郎の問題にのみとどめた。